

「少年法の存在意義について、どうお考えですか？」

平成 27 年 8 月 11 日

● 99kanbaku さんからの質問

少年法の存在意義について、どうお考えですか。

● 西田昌司の答え

現在、自民党内で少年法の改正についての委員会を作って議論をしていますが、私もメンバーの一人です。

少年法の改正が最近になってクローズアップされたのは、例の川崎での事件がきっかけです。また最近では 19 歳の少年が北海道において殺人事件を起こしましたが、「人を殺してみたかった。相手は誰でもよかった」などというとんでもない供述をしているようです。このような事件を減らすためにも「少年に対しても厳罰を科すべきでは」という声があがっていますし、「(未成年の犯罪者のプライバシーを守るために) 実名報道をしないことが未成年犯罪を助長しているのでは」という意見もあります。

大人と子供を線引きする年齢を現行の 20 歳から引き下げることに关しては、国民投票法や公職選挙法が改正されて既に選挙権が 20 歳から 18 歳に引き下げられていますし、これに伴って民法で定める成人年齢も 20 歳から 18 歳に引き下げようという議論が今されています。第一次安倍内閣で国民投票法が改正された時に、民法の成人年齢の引き下げについて法制審議会に諮問がされましたが、国会がそのように決定するのであれば異存はないという答申も出ています。(民法で成人年齢を引き下げるのであれば) 一部の例外はあるとしても基本的には他の法律においても 18 歳で大人と子供を線引きすべき、というのが党内の大きな流れです。

このような流れの中、少年法の適用年齢も18歳に引き下げるべきという意見が当然ながら出てきますし、私は委員会でまさにそのことを議論していますが、逆に大学を卒業する22歳辺りまで引き上げるべきという意見もあります。少年法の意義は、少年の罪を軽くさせるというよりも、少年の可塑性に期待して大人よりも丁寧に扱い、できる限り更生させて社会で役に立つ人間に育ててほしいというところにあるからです。

警察などから聞いた話ですが、少年法の適用年齢も18歳に引き下げて18～20歳の人を刑務所に入れるとなるとヤクザや暴力団にスカウトされてしまう、という問題もあるようです。ヤクザや暴力団関係者に「オイ、お前は何をやったんだ？出所したら俺のところに来いよ、面倒見てやるよ」といった具合に悪の道に引きずり込まれてしまうというのです。こういったことにならないよう、少年刑務所を新たに作るべきといった意見もありますし、きめ細かな対応をしていかなければならないと思います。

18～20歳の犯罪者の実名報道についてもまだ結論は出ていませんが、私は実名報道をしてもかまわないと思っています。18～20歳の犯罪者の実名報道は禁じられてはいますが罰則がなく、テレビや新聞といった大メディアは規制するとしても、週刊誌が凶悪犯の写真や名前を掲載することがあり、事実上解禁されています。無法のネット社会においては凶悪犯罪が起こるたびに犯人についての情報が飛び交いますが、それらの中には虚報も多く、無実の人が凶悪犯の汚名を着せられるケースも沢山あります。削除要請をしてもなかなか聞き入れられなかったりと、深刻な名誉毀損にもなっていますが、そうならないためにも最初から実名報道した方が良いという考え方もあるのです。

飲酒・喫煙も現状は20歳からとなっていますが、これも18歳に引き下げてもかまわないと思います。このように言う「高校生が18歳になったら学校で煙草を吸ってもいいのか？」といった反対意見が出るのですが、そのような場合は校則によって規制すれば良いのです。16歳で普通二輪免許、18歳で普通免許を取得できますが、校則によって規制されるケースが多い

ですし、それと同じことです。

大学生になればたいがいの方は飲酒も喫煙も経験しますし、事実上不問に付されていますが、一方でタレントやスポーツ選手といった有名人が大学に入ってコンパで酒を飲んだり煙草を吸おうものなら世間から叩かれるというのもおかしな話です。事実上解禁されているのですから実情に合わせて法律も対応すべきと思います。

これから少年法の改正について、党内でしっかりとした議論をしていきたいと思います。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>